

第32回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後13時25分から14時35分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第32回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は4番 前谷篤委員と、5番 菅原英雄委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局説明願います。

事務局

報告第1号「農業者年金に関する申請について」次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者老齢年金裁定請求（旧制度）

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

2. 農業者老齢年金裁定請求（新制度）

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

3. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

4. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

5. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

6. 農業者年金死亡関係届出

死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長

只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長 それでは本件につきましては、専決処分を含め承認することといたします。
続きまして、議案に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」ご説明し、審議を求めます。

貸主 [REDACTED]
借主 [REDACTED]
土地の表示 [REDACTED] 田 田 2,000 m²
合計1筆 2,000 m²

契約の内容 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借

契約期間 平成25年3月25日から令和5年3月24日まで

合意解約が成立した日 令和2年2月13日

土地の引渡し時期 令和2年2月13日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの通知があったものです。本案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段の農用地利用集積計画による売買予定であることを申し上げ、審議を求めます。

会長 只今、議案第1号について説明がありましたが、質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本案件については承認してよろしいですか。
全員 異議なし。

それでは本件につきましては承認することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。1番について説明します。

出し手（貸主） [REDACTED]
受け手（借主） [REDACTED]
受け手の経営面積 田 114,155 m² 畑 3,966 計 118,121 m²
受け手の労働力 1名
土地の表示 [REDACTED]

田	田	1,475 m ²
田	田	289 m ²
田	田	172 m ²
田	田	6.15 m ²
田	田	15,923 m ²
田	畑	828 m ²
田	田	1,965 m ²
田	田	706 m ²
田	田	302 m ²
田	田	1,968 m ²
田	田	542 m ²
田	田	5,145 m ²
田	田	99 m ²
合計	12筆	29,420.15 m ²

法律関係 使用貸借

事務局

貸主の申請理由は「高齢により、農作業ができないため、義理の息子に農作業を引き継ぎ、経営を縮小したい。」借主の理由は「そばの作付けをしており、経営安定のため義父から農地を使用貸借し、規模の拡大をしたい。」とのことで、作付け作物はそばが予定されているところでございます。

申請地は、農振農用地区域外、都市計画区域内の農用地であります。大部分が白地といわれている農地であります。

なお、地区担当の委員さんには確認していただいております。

農地法第3条の判定要件についてでございますが、

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況はリース予定、労働力からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が180日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、本申請取得後の経営面積合計は14.75haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、そばの作付けを予定していることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、現在まで耕作されていた義父の農地を高齢化に伴い、使用貸借するということから問題がないものと考えます。

また、水利調整や機械の共同利用など、地域農業者と連携を図るなど話し合いに参加するとのことでございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

第1号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

只今、議案第2号1番、使用貸借の案件について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については許可することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局

それでは、2番について説明し審議を求めます。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 田 0 m² 畑 0 m² 計 0 m²

受け手の労働力 1名

土地の表示

田	田	1,250 m ²
田	畑	902 m ²
合計 1筆		2,152 m ²

法律関係 使用貸借

事務局

貸主の申請理由は「借主は息子で新規就農予定者です。きゅうりを栽培し安

定した営農をしたいと要望され、農地の使用貸借をしようと思います。」借主の理由は「貸主である母に、新規就農するにあたってきゅうりの栽培をし、安定した営農をしたいと思い、使用貸借を要望します。」とのことでございます。

申請地は、貸主の母が所有する農地を一部使用貸借するもので、農振農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。先ほどの理由のとおり、昨年、きゅうりを作付し、1年間の研修を経て新規就農者として市から認定を受けて、経営開始を予定しています。今後の作業予定等は、近隣のきゅうり栽培農家さんからサポートをしていただくとのことです。なお、担当地区の委員さんにも相談されています。

農地法第3条の判定要件についてでございますが

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況は父所有の農機具をリース予定、労働力からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が195日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、経営面積合計は0.2ha、ハウス4棟と下限面積を下回ることとなりますが、施設野菜(きゅうり)の栽培となり高収益作物の作付けになります。

第6号の「転貸の禁止」については、きゅうりの作付けを予定していることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、現在まで耕作されていた母所有の農地を使用貸借し、栽培実績もあり、きゅうり部会へ所属し、地区農業委員、きゅうり部会長へ相談されており、問題がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、第2号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第2号2番、使用貸借案件について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可することといたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

1番について説明します。

土地所有者(譲渡人)

転用計画者(譲受人)

土地の表示  田 畑 1,478 m²
 田 畑 247 m²
 合計2筆 1,725 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外
 転用目的 分譲住宅2棟、隣接共同住宅の駐車場、雪捨場
 転用事由の詳細 譲渡人は「相続により取得した当該土地を所有しているが今後利用の予定もなく住宅建築の予定もないことから、譲受人より住宅及び駐車場として利用したい旨の要望があったため、譲り渡したく申請したい。」譲受人は「当該申請地を譲受け、販売目的の分譲住宅2棟の建設及び、隣接する2棟の共同住宅の居住者が使用する、1棟4戸、各戸2台、16台分の駐車場を設置するため使用します。」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費  に対し、自己資金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添（議案第3号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、第3号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長 議案第3号の1番について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することいたします。


続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

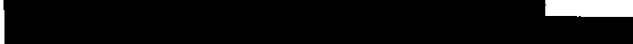
事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明し審議を求めます。


1番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第17号

公告予定年月日 令和2年2月25日


申出者 

出し手（貸主） 

受け手（借主） 

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	3,071 m ²
	田	田	1,475 m ²
	田	田	9,120 m ²
	田	田	1,219 m ²
	田	田	12 m ²



田	田	137 m ²
田	田	2,972 m ²
田	田	426 m ²
合計 8 筆		18,432 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 4 年 12 月 31 日 2 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成 29 年 3 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第 4 号 1 番についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。続きまして、2 番について事務局説明願います。

事務局 2 番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第 18 号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者

出し手 (貸主)

受け手 (借主)

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

	畑	田	2,606 m ²
	田	田	20 m ²
	畑	田	6,179 m ²
	畑	畑	4,389 m ²
	原野	田	1,215 m ²
	畑	田	3,959 m ²
	田	田	5,802 m ²
	田	田	673 m ²
	宅地	田	991 m ²
	畑	畑	4,369 m ²
	畑	田	4,616 m ²
	畑	畑	132 m ²
	畑	田	12,294 m ²
	宅地	田	396.69 m ²

田	田	263 m ²
田	田	236 m ²
田	田	613 m ²
田	田	153 m ²
合計 17 筆		48,906.69 m ²

年額 [redacted]
 対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成 29 年 3 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第 4 号 2 番についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。続きまして、3 番から 5 番について事務局説明願います。

事務局 3 番から 5 番について説明し、審議を求めたいと存じます。

3 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第 19 号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [redacted]

出し手 (貸主) [redacted]

受け手 (借主) [redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

畑	畑	1,560 m ²
畑	畑	11,008 m ²
畑	畑	1,854 m ²
合計 3 筆		14,422 m ²

年額 [redacted]

対価の支払方法と期限 指定口座に 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 2 年 12 月 31 日 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

4 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第 20 号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [redacted]

出し手 (貸主) [redacted]

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

畑	畑	2,905 m ²
畑	畑	3,831 m ²
合計 2 筆		6,736 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 2 年 12 月 31 日 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

以上の 2 件につきましては、平成 31 年 2 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 5 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

5 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第 21 号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

宅地	畑	343.8 m ²
田	畑	2,812.2 m ²
合計 2 筆		3,156 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 6 年 12 月 31 日 4 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成 26 年 2 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 6 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

只今、議案第 4 号 3 番から 5 番について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については承認することといたします。

会長
事務局

続きまして、6番から9番について事務局説明願います。

6番から9番まで説明し、審議を求めたいと存じます。

6番についてご説明します。

計画番号 令和元年度貸第22号

公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	畑	4,000 m ²
合計1筆		4,000 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年2月25日～令和4年12月31日 2年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

7番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第23号

公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	畑	2,000 m ²
合計1筆		2,000 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年2月25日～令和4年12月31日 2年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

8番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第24号

公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	畑	5,884 m ²
合計1筆		5,884 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年2月25日～令和4年12月31日 2年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

9番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第25号
公告予定年月日 令和2年2月25日
申出者
出し手(貸主)
受け手(借主)
利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[Redacted]	田	畑	10,299 m ²
	畑	畑	4,958 m ²
	合計2筆		15,257 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年2月25日～令和4年12月31日 2年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

以上4件につきましては、平成29年1月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

只今、議案第4号6番から9番について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については承認することといたします。

会長

続きまして、10番から14番について事務局説明願います。

事務局

10番から14番まで説明し、審議を求めたいと存じます。

10番についてご説明します。

計画番号 令和元年度貸第26号
公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者
出し手(貸主)
受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[Redacted]	田	田	1 m ²
	田	田	1,134 m ²
	田	田	2,155 m ²
	田	田	598 m ²
	田	田	5,644 m ²
	田	田	59 m ²

田	田	10,089 m ²
田	田	6,139 m ²
合計 8 筆		25,819 m ²

年額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

11 番についてご説明します。

計画番号 令和元年度貸第27号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [REDACTED]

出し手 (貸主) [REDACTED]

受け手 (借主) [REDACTED]

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

[REDACTED]	田	田	4,614 m ²
[REDACTED]	田	田	7,886 m ²
[REDACTED]	田	田	5,454 m ²
[REDACTED]	田	田	7,719 m ²
[REDACTED]	田	田	1,183 m ²
[REDACTED]	田	田	5,788 m ²
		合計 6 筆	32,644 m ²

年額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

以上 2 件につきましては、平成 29 年 3 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 8 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

12 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第28号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [REDACTED]

出し手 (貸主) [REDACTED]

受け手 (借主) [REDACTED]

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

[REDACTED]	畑	田	7,104 m ²
[REDACTED]	田	田	2,138 m ²

[Redacted]	田	田	790 m ²
	田	田	8,454 m ²
	田	田	9,583 m ²
合計 5 筆			28,069 m ²

年額 [Redacted]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

13 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第29号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [Redacted]

出し手 (貸主) [Redacted]

受け手 (借主) [Redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

[Redacted]	畑	田	3,464 m ²
	畑	田	2,727 m ²
	畑	畑	595 m ²
	原野	田	13,410 m ²
	原野	田	2,396 m ²
合計 4 筆			22,592 m ²

年額 [Redacted]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

以上 2 件につきましては、平成 29 年 3 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 9 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

14 番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第30号

公告予定年月日 令和 2 年 2 月 25 日

申出者 [Redacted]

出し手 (貸主) [Redacted]

受け手 (借主) [Redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

[Redacted]	畑	田	9,652 m ²
------------	---	---	----------------------

田	田	10,032 m ²
田	田	113 m ²
田	田	1,413 m ²
合計4筆		21,210 m ²

年額 [redacted]
 対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年2月25日～令和3年12月31日 1年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成29年3月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第10号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 只今、議案第4号10番から14番について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

ここで休憩いたします。

【休憩】

会長 それでは総会を再開します。

会長 15番について事務局説明願います。

事務局 15番についてご説明します。新規案件となります。

計画番号 令和元年度所第3号

公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者 [redacted]

出し手(貸主) [redacted]

受け手(借主) [redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	田	1,381 m ²
田	田	4,275 m ²
田	田	2,009 m ²
田	田	229 m ²
田	田	7,571 m ²
田	田	6,578 m ²
畑	田	5,141 m ²
畑	田	159 m ²
畑	田	1,114 m ²
田	田	3,384 m ²
合計10筆		31,841 m ²

総額 [redacted]

対価の支払方法と期限 令和2年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 令和2年2月25日

引渡し時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、[]の離農に伴い、隣接所有する[]が農地について、売買の意向があり、地域担当の農業委員での地域での話し合いが行われ、このたび出し手と受け手との諸条件が整ったことから本案件の申出となったものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買による所有権移転に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」については、地域担当の農業委員の地域での利用調整、近隣耕作者の[]への売買となったことから問題はないものと考えます。

また「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられます。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が200日と、原則150日以上の従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については、[]の所有農地であり、双方、委員調整により売買について同意されており問題はありません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第11号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第4号15番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、16番について事務局説明願います。

事務局 16番についてご説明し審議を求めます。使用貸借新規案件となります。

計画番号 令和元年度使第4号

公告予定年月日 令和2年2月25日

申出者 []

出し手（貸主） []

受け手（借主） []

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[]	田	田	14,760 m ²
[]	畑	畑	1,243 m ²
[]	畑	畑	58 m ²
[]	田	田	2,007 m ²
[]	田	田	2,541 m ²
[]	田	田	12,239 m ²

田	田	19,942 m ²
田	田	14,673 m ²
田	田	2,664 m ²
田	田	5,634 m ²
田	田	9,820 m ²
田	田	723 m ²
田	田	878 m ²
田	田	397 m ²
田	田	1,473 m ²
田	田	834 m ²
田	田	1,109 m ²
田	田	8,132 m ²
宅地	田	1,439.89 m ²
田	田	15,621 m ²
田	田	6,272 m ²
田	田	8,688 m ²
田	田	3,920 m ²
田	田	856 m ²
雑種地	田	31 m ²
雑種地	田	35 m ²
田	田	8,761 m ²
雑種地	田	120 m ²
雑種地	田	28 m ²
雑種地	田	8.01 m ²
合計 30 筆		144,906.9 m ²

年額 XXXXXXXXXX

期間 令和2年2月25日～令和2年12月31日 10か月

当事者間の法律関係 使用貸借

受け手のXXXXXXXXXXは、これまでコメの流通業務に10年余り携わっており、昨年8月退職され、就農に備えてきました。農産物検査員の資格を取得し、検査業務を行なうかたわら、道内各地でコメの買い付けなどを行っていました。買い付け先では、その都度、時期に応じた作業を手伝うなど農作業の経験もあります。またXXXXXXXXXXからの農地取得を前提に、XXXXXXXXXX方での研修をされていました。昨年8月には、法人を設立され、法人として新規就農される予定です。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、使用貸借に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、別添2としてチェックシートを添付していますので、ご覧ください。

「地域との調和要件」についても、砂川市農業担い手育成センター、JA新すながわ、改良普及センター中空知支所、砂川市関係職員による新規就農者に対する面談時の聞き取りにて、地区との調整や良好な関係性を築くこと、栽培予定のもち米についての栽培理解度などについて確認をしています。

また、利用集積計画への契約時にも、富平地区のXXXXXXXXXXを含めた中で、法人としての要件はハードルが高いことから、地域との連携した中で就農を進めたい旨、次長から説明がなされたところであります。

また「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられます。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則150日以上を上回っていることから問題はありませぬ。法人としての作業従事日数は、500日となっています。

「関係権利者からの同意」については、■■■■の所有農地につき問題はございませぬし、耕作農地の諸条件については、双方にて確認済です。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございませぬ。

また、今回は、令和2年度に農地保有合理化事業を利用するため、その間の利用集積による使用貸借としています。

(チェックシート(別添2)を説明)

なお、第12・13号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいませぬようお願いいたします。

会長 議案第4号16番についての説明がありました、ご質問、ご意見等ございませぬか。

はい

角丸委員 ちなみになんですが、お二人の年齢が分かれば教えていただきたいのですが。

事務局 ご主人が■■■■、奥さんは■■■■です。

角丸委員 はい、ありがとうございます。

会長 その他に何かご質問等ございませぬか。

全員 なし。

会長 他にご質問等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませぬか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いいたします。

事務局長 ①議会関連等報告(事務局長)

②令和元年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議(事務局長)

- ・日 時 令和2年2月7日(金)午後3時30分
- ・会 場 サンヒルズ サライ(新十津川町)
- ・出席者 関尾会長、福土事務局長

事務局 ③農業委員会委員改選に関する説明会(事務局)

- ・日 時 令和2年1月30日(木)午後1時30分
- ・会 場 市役所 大会議室

④農業委員会委員の推薦・募集について(事務局)

- ・期 間 令和2年2月25日(火)から3月25日(水)

⑤参考賃借料の設定について（事務局）

・ 3月総会時に審議

⑥令和2年度砂川市農業委員会事業計画について（事務局）

・ 3月総会時に審議

⑦活動記録簿の提出について（事務局）

⑧人・農地プランの実質化に向けた経過報告と今後の工程について（農政課）

会長
全員

何かご意見、ご質問等ございませんか。

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 令和2年3月25日（水）午後1時30分から

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第32回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員